

情報通信行政・郵政行政審議会総会（第11回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年10月19日（金） 10時57分～11時20分
於 総務省 第1特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

多賀谷 一照（会長）、新美 育文（会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
佐々木 百合、佐藤 治正、菅 美千世、清野 幾久子、樋口 清秀、
藤井 威生、二村 真理子、吉田 裕美子（以上、12名）

第3 出席した関係職員

佐藤副大臣、鈴木総務審議官、安藤総括審議官、山田情報流通行政局長、奈良審議官、
巻口郵政行政部長、野水企画課長、谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、
竹村総務課長、竹内サイバーセキュリティ統括官、泉審議官、木村参事官、赤阪参事官
事務局 岡崎情報流通行政局総務課長

第4 議題

（1）答申事項

- ア 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律
（平成30年法律第24号）の施行に伴う省令の制定について【諮問第3号】
- イ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律
（平成30年法律第41号）の施行に伴う省令の改正について【諮問第4号】

開 会

○多賀谷会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会第11回総会を開催します。

本日は、委員16名中12名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条の規定により公開いたします。また、後ほど、佐藤総務副大臣にもご出席いただく予定となっておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、答申事項2件でございます。

まず、諮問第3号、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行に伴う省令の制定について、審議いたします。本件は、総務大臣から諮問を受け、本年8月24日開催の当審議会総会において審議を行い、8月25日から9月25日までの間、意見招請を実施しました。

それでは、総務省から説明をお願いします。

○赤阪サイバーセキュリティ統括官付参事官 サイバーセキュリティ統括官室でございます。資料の11-1をご覧ください。ページをめくっていただき、11-1-2のA4横のパワーポイントの資料をご覧くださいと思います。こちら、前回の諮問の際にご説明させていただいた資料でございます。表紙の裏側に概要をまとめております。

I o Tの普及に伴いまして、I o Tの機器を悪用したサイバー攻撃が深刻化しております。そこで、国立研究開発法人情報通信研究機構（N I C T）におきまして、パスワード設定等に不備があって攻撃者に悪用される恐れのある機器を調査いたしまして、そのユーザーに対して注意喚起を行うことといたしております。その際でございますが、N I C Tが調査を行うにあたって入力するパスワードの基準、それからN I C Tの業務について策定することとしております実施計画の記載事項、この大きく2点につきまして省令で定めることとなっております。その省令案につきまして、前回の総会におきまして諮問させていただきまして、意見募集を行ってきたところでございます。

資料11-1-1をご覧くださいと思います。答申書の案の裏側に別添がございます。今回の本省令案につきましては、個人の方から1件ご意見をいただいております。次のページに意見をまとめております。左側の枠の中でございます。

『「総務省サイバーセキュリティ統括官室が提唱している国立研究開発法人情報通信研究機構でのパスワード設定等に不備があるI o T機器の調査等を追加する等を内容とする」と記載していますが、総務省サイバーセキュリティ統括官室が情報通信研究機構に対し、総務省の知識及び技能から来る調査ができる能力があれば賛成です』という意見をいただいております。

ります。それに対する考え方を右側に載せております。実際に調査をするのはN I C Tになりますので、「N I C Tにおいては、サイバーセキュリティ分野の研究開発による技術的知見を有することから本件調査等を適切に実施することができるものと考えます。また、総務省においては、サイバーセキュリティの確保等に関する事務を所掌し、サイバー攻撃の最新動向の把握等を行っており、本件調査等について実施計画の認可等を通じ、N I C Tを適切に監督できるものと考えます」と、賛成のご意見ということで本意見を踏まえた案の修正については無しとさせていただきます。なお、本日ご答申をいただいた場合には、本省令の施行につきましては法律と合わせて11月1日を予定しております。

説明は、以上となります。

○多賀谷会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

特段ご意見等ございませんようですので、諮問第3号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○多賀谷会長 それでは、案のとおり答申することといたします。

続きまして、諮問第4号、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う省令の改正について審議いたします。本件は総務大臣から諮問を受け、8月24日開催の当審議会総会において審議を行い、8月25日から9月25日までの間、意見調整を実施しました。その後、情報通信行政・郵政行政審議会令に基づき、本総会の前に郵政行政分科会を開催し審議を行っていただきました。

それでは、最初に、樋口郵政行政分科会長から、分科会で審議された結果を説明いただきたいと思います。樋口分科会長、よろしく申し上げます。

○樋口委員 郵政行政分科会長の樋口でございます。郵政行政分科会での審議の結果をご説明申し上げます。

本件につきまして、本総会の前に開催しました分科会において、意見招請された結果を踏まえまして審議した結果、お手元の答申案のとおり答申することが適当である旨の議決をしたところでございます。なお、意見招請の結果等の詳細については、総務省から説明をお願いいたします。

○野水企画課長 それでは、総務省郵政行政部からご説明いたします。資料11-2-2をご覧くださいと思います。

3ページですが、ユニバーサルサービスの確保に不可欠な費用につきましては、交付金・拠出金制度で賄うと先般の法律改正で決められました。下の図にございますが、関連銀行、関連保険会社から拠出金を徴収いたしまして、日本郵便に対して交付金を交付する制度になっております。この拠出金・交付金の算定方法につきましては、省令に委任されておりました。

て、今回の諮問の対象となっております。

省令案につきまして意見募集を実施した結果につきましては、資料11-2-1にございます。意見提出件数は4件となっております。法人・団体が3件でございまして、日本郵政グループ労働組合、全国郵便局長会、日本郵政株式会社から提出されております。それ以外に個人の方から1件でございます。

ページをめくっていただきまして、個々の意見についてでございますが、1件目及び2件目は、日本郵政グループ労働組合と全国郵便局長会からです。こちらは賛成のご意見ということでございます。

3件目の意見でございますが、こちらは日本郵政株式会社からのご意見です。1番目の段落で、「ユニバーサルサービスの維持のための支援制度の具体化のための措置につきましては非常に感謝している」とおっしゃっていただいた上で、その下に主に2点、意見として述べられております。

2番のところでございます。これまで10年にわたってゆうちょ銀行やかんぽ生命から日本郵便に支払う委託手数料の算定の過程におきまして、「郵便局ネットワークを維持するために実際に係る費用を算出してきている、そのような実績も勘案すること等により、ユニバーサルサービスの確保という制度の趣旨に沿ったものとしてほしい」というのが1点目です。それから、2点目としまして、段落番号でいうと3の「交付金・拠出金の算定方法については、社会経済情勢の変化、これを受けまして柔軟に変更できるようにしてほしい。それによって、将来にわたりユニバーサルサービス確保のための基礎的な費用を賄えるようにしてほしい」ということでございます。

これについての考え方の案です。まず、1点目の実際にかかる費用を算出してきた実績を勘案してほしいという点でございます。交付金・拠出金は法律と今回の省令案に基づきまして算定されるものとなっております。日本郵政側でこれまで算出されてきた郵便局ネットワークを維持するために実際にかかる費用とは制度としては異なるものでございますので、その旨を述べさせていただきます。具体的には、今回は全ての郵便局が最小限度の規模であると、そういうモデルの下で交付金・拠出金を算定することとしております。ただし、制度の目的自体は、あくまでユニバーサルサービスの確保でございます。その点は日本郵政のご意見と軌を一にするものと考えてございまして、その旨記載しております。それから、社会経済情勢への変化への対応でございます。こちらは法律の施行状況等を勘案しまして、不可欠な費用を賄うために必要ということであれば、当然所要の措置が講ぜられるものと考えておりますので、その旨記載させていただきます。

最後に個人の方のご意見です。この方は簡易郵便局の受託者ということで書かれております。全国2万4千の郵便局と言っておりますが、そのうち2万局は日本郵便の直営の郵便局、残りの4千局は日本郵便が外部の方に業務を委託しているものでございます。後者が簡易郵

便局に当たります。

ご意見ですが、主に2つのことをおっしゃっております。1つ目は、過疎地にある簡易郵便局よりも、都市部にある簡易郵便局のほうが取扱量が多くて苦勞しているということです。それから2つ目は、簡易郵便局ではATMが置かれていないところが多いけれども、そこについても置くべきであるというご意見でございます。こうした簡易郵便局の実態を把握して納得できる結論を出してほしいと言われております。

これに対する考え方の案でございます。都市部など取扱量が多い簡易郵便局があるというのは、我々も承知しているところですし、そうしたところで業務が大変だということも承知しております。ただ、それに対する対応につきましては、日本郵便が簡易郵便局に払う手数料の額を決める際に考慮すべき話であると思われまます。今回の省令案ではあまねく全国におけるユニバーサルサービスの確保を図る観点から、地域や業務量の多寡を問わずに不可欠な費用はいくらかと算定することとしております。簡易郵便局にかかる費用につきましても、最少限度の委託に要する費用を不可欠な費用の額の算定に含めることとしておりますので、その旨記載させていただいております。また、今回の省令案では、郵便局の窓口で行われる業務に着目して交付金及び拠出金の額を算定することとしております。ATMにつきましては、窓口で行われる業務には入っておりませんので、その旨を記載しております。

以上、4件の意見がございましたが、いずれにつきましても省令案の修正は不要と考えております。

説明は、以上とさせていただきます。

○多賀谷会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。

特段ご意見がございませんようでしたが、諮問第4号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○多賀谷会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

続きまして、答申書をお渡ししたいと思っております。佐藤総務副大臣がお見えになりますので、しばらくお待ちください。

○岡崎総務課長(事務局) それでは、これより答申書の手交を行います。なお、答申書の手交の際に写真を撮影いたしますので、申しわけないのですが、多賀谷会長と佐藤総務副大臣には、答申の受取りの際の姿勢を保っていただいて、写真の時間を取っていただければと思います。

○多賀谷会長 それでは、本日取りまとめました2件の答申書をお渡しすることといたします。

最初に、1件目です。答申書、平成30年8月24日付け諮問第3号「電気通信事業法及

び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う省令の制定」については、審議の結果、諮問のとおり答申する。

続いて、2件目です。答申書、平成30年8月24日付け諮問第4号「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う省令の改正」については、審議の結果、諮問のとおり答申する。

では、その2件です。

(答申書手交)

○岡崎総務課長(事務局) ありがとうございます。以上で、答申書の手交を終了いたします。

○多賀谷会長 それでは、ただいまの答申に対し、佐藤総務副大臣よりご発言がございます。よろしく願いいたします。

○佐藤副大臣 皆様、おはようございます。情報通信行政・郵政行政審議会総会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日委員の皆様方には、大変ご多忙の中、お集まりをいただきましたことを、まずもって心から御礼を申し上げたいと存じます。私自身、第4次安倍改造内閣が発足をいたしまして、10月4日に総務副大臣を拝命いたしました佐藤ゆかりでございます。皆様方におかれましては、ご指導賜りますように今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

日頃より、当審議会の委員の皆様方におかれましては、情報通信や郵政分野をはじめいたします総務行政に格段のご理解、ご協力を賜りまして、心からまず御礼を申し上げたいと存じます。

本日は、答申事項1件目といたしまして、パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査等に関わる省令について答申をいただきました。IoTの進展に伴いましてサイバー攻撃の複雑化、深刻化等に対応するために、総務省といたしましても今後こうした取組みを通じて、我が国におけるサイバーセキュリティの確保に努めてまいり所存でございます。また、2件目では郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金の算定方法を定める省令について答申をいただきました。今後、交付金・拠出金制度を適切に運用して、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保に努めてまいり所存でございます。

これらのように、情報通信行政・郵政行政審議会におかれましては、これらの分野の法の施行に関する事項をご審議いただく大変重要な場でございます。総務省の施策の根幹を支えていただく重要な審議会でございます。皆様方におかれましては、引き続き情報通信行政及び郵政行政への一層のご協力とご指導を賜りますように、心からよろしくお願い申し上げまして、一言私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○多賀谷会長 ありがとうございます。なお、佐藤総務副大臣は公務のためご退室なさいます。

○佐藤副大臣 ありがとうございます。失礼します。

○多賀谷会長 以上で、本日の議題は終了しました。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○岡崎総務課長（事務局） 事務局からご連絡があります。

今後の審議会の開催日程についてですが、電気通信事業部会、次回は来週26日の金曜日午後の開催の方向で調整しております。また、郵政行政分科会は、11月30日の金曜日午前の開催で今調整させていただいています。別途、事務局から正式にご連絡いたしますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

○多賀谷会長 それでは、以上で第11回総会を終了いたします。

ありがとうございます。

閉 会